



平成 27 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 協和発酵キリン株式会社
代表者名 代表取締役社長 花井 陳雄
(コード番号 4151 東証第一部)
問合せ先 執行役員コーポレートコミュニケーション部長
諸富 滋
TEL：03-3282-1903 (メディア)
TEL：03-3282-0009 (IR)

新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の割当に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、会社法第 239 条第1項第1号及び第2号に基づき、平成 27 年3月 20 日開催の第 92 回定時株主総会の決議により当社株主総会の委任を受け、会社法第 236 条第1項及び第 238 条第1項に従って、新株予約権の募集事項を決定し、当社の取締役(業務執行取締役を指します。以下同様とします。)及び執行役員に対して、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集新株予約権の名称 協和発酵キリン株式会社 2015 年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)
2. 募集新株予約権の総数 82 個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とします。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1,000 株とします。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成 27 年3月 22 日から平成 47 年3月 20 日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

8. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記5.の期間内において、当社の取締役がその地位を喪失した日、または執行役員がその地位を喪失した日(従業員としての地位が継続する場合は除く。)もしくは執行役員が当社取締役または監査役に就任した日の翌日から 10 日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

(2) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

9. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとします。

10. 募集新株予約権を割り当てる日

平成 27 年3月 21 日

11. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務渉外部秘書 G(又はその時々における当該業務担当部署)

12. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行本店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

13. 募集新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる募集新株予約権の数

当社取締役5名に 33 個、執行役員 16 名に 49 個を割り当てるものとします。

また、1. 新株予約権の取得に関する事項、2. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
3. 新株予約権証券を発行する場合の取扱いに該当する決定事項はありません。

以上